

新旧対照表

※ :改正部分

改正前	改正後
<p>法第 34 条第 9 号（休憩所及び給油所）の運用基準 (平成 26 年 4 月 1 日施行) 最終改正 平成 29 年 4 月 1 日施行</p>	<p>法第 34 条第 9 号（休憩所及び給油所）の運用基準 (平成 26 年 4 月 1 日施行) 最終改正 令和 8 年 1 月 1 日施行</p>
<p>1 開発区域</p> <p>(1) 開発区域は、道路幅員 8 メートル以上かつ有効幅員 6 メートル以上の国道、県道又は市道（道路幅員 8 メートル以上かつ有効幅員 6 メートル以上の国道又は県道と接続し、国道又は県道の代替機能を有すると認められるものに限る。）に 6 メートル以上接していること。</p> <p>(2) 大型観光ドライブインの開発区域は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 水戸市の土地利用計画上支障がないものであること。</p> <p>イ インターチェンジから半径 1 キロメートルの区域内であること。 ただし、4 車線以上の道路に接している場合は、インターチェンジから半径 2 キロメートルの区域内とすること。</p> <p>ウ 市街化区域から路線距離で 500 メートル以上離れていること。 ただし、インターチェンジから半径 500 メートルの区域内については、この限りでない。</p>	<p>1 開発区域</p> <p>(1) 開発区域は、道路幅員 8 メートル以上かつ有効幅員 6 メートル以上の高速自動車国道、国道、県道又は市道（道路幅員 8 メートル以上かつ有効幅員 6 メートル以上の国道又は県道と接続し、国道又は県道の代替機能を有すると認められるものに限る。）に 6 メートル以上接していること。</p> <p>(2) 大型観光ドライブインの開発区域にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>ア 水戸市の土地利用計画上支障がないものであること。</p> <p>イ 高速自動車国道又は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）に接し、又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径 1 キロメートル（4 車線以上の道路に接している場合にあっては、半径 2 キロメートル）の範囲内であること。</p> <p>ウ 市街化区域から路線距離で 500 メートル以上離れていること。 ただし、高速自動車国道等に接し、又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径 500 メートルの範囲内である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 申請者</p> <p>申請者は、当該施設で自ら営業する者であること。ただし、建築物の貸借契約等に基づき、継続的かつ適正に営業できることが確実と認</p>	<p>2 申請者</p> <p>申請者は、当該施設を自ら経営する者であること。ただし、建築物の貸借契約等に基づき、継続的かつ適正に経営できることが確実と認</p>

められる場合は、この限りでない。	められる場合は、この限りでない。
<p>3 予定建築物の規模 予定建築物の階数は2階建て以下、かつ、高さは10メートル以下とすること。</p>	<p>3 予定建築物の規模等 予定建築物の階数は2階建て以下、かつ、高さは10メートル以下とすること。</p>
<p>4 休憩所の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大型観光ドライブイン ア～ウ (略) エ 休憩、食事又は喫茶のための部分（以下「休憩スペース」という。）は、次に掲げる要件を満たすものであること。 (ア)～(イ) (略) オ 土産物売場を併設する場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 休憩所の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大型観光ドライブイン ア～ウ (略) エ 休憩、食事又は喫茶のための部分（以下「休憩スペース」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。 (ア)～(イ) (略) オ 土産物売場を併設する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>5 給油所の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洗車場及び自動車点検のための作業所を併設できるものとするが、作業所の床面積は150平方メートル以下とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の2第1項の指定を受けた事業場（指定工場）でないこと。</p>	<p>5 給油所の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洗車場及び自動車点検のための作業所を併設する場合にあっては、作業所の床面積は150平方メートル以下とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の2第1項の指定を受けた事業場（指定工場）でないこと。</p>
6 (略)	6 (略)